

外国法事務弁護士 承認申請・予備審査申出に関する提出書類一覧表

	被雇用 参考事例手引 P52-53,56-57	単独開業 参考事例手引 P54-55	共同経営・共同事業 参考事例手引 P58-59
1 承認申請書	◎承認申請書 <u>手引 P22,33</u> ※承認申請時は、顔写真及び手数料 27,500 円分の収入印紙が必要。		
2 申述書	申述書 <u>手引 P22,34</u>		
3 履歴書	履歴書 <u>手引 P34</u> <u>※外国弁護士となる資格の取得日から承認申請時に至るまでの全ての職歴を必ず記載。</u>		
4 旅券その他の身分を証する書類	○旅券、在留カード、特別永住者証明書等 <u>手引 P34</u> ※承認申請時は、法務省職員が複写するため、持参のみで写しの提出は不要。		
5 外国弁護士となる資格を現に保有していることを証する書類	外国弁護士となる資格を現に保有していることを証する書類 <u>手引 P34-39</u> <u>※手引 P36 の参考例の「証明書」欄に複数の文書名が記載されている場合、それぞれの証明書が必要。</u>		
6 外国弁護士としての職務経験を証する書類	【過去に外国法事務弁護士として承認・登録をしたことがない場合】 ・外国弁護士としての職務経験を証する書類(参考書式1-1, 1-2) <u>※発行機関名だけでなく作成者の職位や氏名も記載。</u> <u>次の(1)、(2)に該当する場合、以下の書類もあわせて提出。</u> (1)資格取得国以外の外国(第三国)での職務経験を主張する場合 → ・第三国において適法に法律業務を行っていたことの証明 (2)日本において弁護士等に対して労務提供(※)を行ったことがある場合 → ・本邦における労務提供に関する上申書(参考書式2) <u>上記(2)の職歴がある方は、職務経験に算入しない場合も要提出。</u> ／※労務提供の詳細は、手引 P42を参照。 <u>手引 P40-42</u>		
	【過去に外国法事務弁護士として承認・登録をしたことがある場合】 次の(1)、(2)いずれかを提出。 (1)過去の登録に関する上申書(参考様式3)及び日弁連発行の「登録取消し通知」等 (2)過去の承認・登録事実に関する上申書(参考様式11) <u>手引 P40-42</u>		
7 誓約書	◎(予備審査では提出不要) <u>手引 P47</u>		
8 適正かつ確実に職務を遂行するための計画を証する書類	① 採用通知、雇用契約書又は雇用証明書 ②★事務所概要(パンフレットや HP 写し等) ③★事務所の直近の会計監査報告書又は監査法人からの財務状況を評価する書簡 ④★事務所の賃貸借契約書又は不動産登記事項証明書 ⑤★支援・監督をすることを証する書類(参考書式12) <u>手引 P43</u>	① 不動産登記事項証明書又は賃貸借契約書 ※第三者が事務所を確保している場合、申請者との関係を示す書類も要提出。 ② 事業計画書(参考書式4又は5) <u>手引 P44</u>	① 共同経営(事業)者(事務所のパートナー)連名による事業の運営及び経費等の負担について定めた書簡 ② 不動産登記事項証明書又は賃貸借契約書 ③ 共同経営者、申請者と事務所を確保している者との関係を示す書類【該当者のみ】 <u>手引 P44</u>
9 住居を確保していることを明らかにする書類	① 賃貸借契約書、不動産登記事項証明書又は住居確保に関する上申書(参考書式7) <u>手引 P45-46</u> ※第三者が確保している住居に居住の場合、申請者が居住できる事由を示す書類も要提出。 ② 賃貸借契約の自動更新に関する上申書(参考書式6)【 <u>更新に関する契約書等がない場合</u> 】 <u>手引 P45</u>		

	③ 地番表示に関する上申書(参考書式13)【承認申請書等に記載の住所と不動産登記事項証明書の地番が異なる場合】		
10 財産的基礎を有することを証する書類	①★雇用主等第三者が作成した申請者の滞在について金銭的な支援を行うとする保証書 ②★雇用主等第三者に保証できる資力があることを示す直近の会計監査報告書又は監査法人等からの財務状況进行评估する書簡 手引 P46	【個人で単独開業の場合】 ・預金残高証明書等 手引 P46 【海外ローファームの支援を受ける場合】 ① 海外ローファームが作成した申請者の滞在、開業及び運営資金について金銭的支援を行うとする保証書 ② 海外ローファームの直近の会計監査報告書又は監査法人等からの財務状況进行评估する書簡 手引 P46	【申請者個人の資産で証明する場合】 ・預金残高証明書等 手引 P46 【第三者の資産で証明する場合】 ① 雇用主等第三者が作成した申請者の滞在、開業及び運営資金について金銭的な支援を行うとする保証書 ② 雇用主等第三者に保証できる資力があることを示す直近の会計監査報告書又は監査法人等からの財務状況进行评估する書簡 手引 P46
11 損害賠償能力を有することを証する書類	【保険により依頼者に生じた損害を賠償する予定の場合】 手引 P46-47 【加入済みの方】: 保険証書や保険会社発行の保険加入証明書 / 【未加入の方】: 保険加入に関する上申書(参考書式8)及びパンフレット 【雇用主や海外のローファームが申請者の損害賠償債務を保証する場合】 ①★雇用主や海外のローファームの損害賠償債務に関する保証書(上申書) ②★雇用主や海外のローファーム等の直近の会計監査報告書、監査法人等からの雇用主や海外のローファーム等の財務状況进行评估する書簡又は損害賠償保険の適用及びその金額に関する資料 手引 P46-47		
12 その他参考となるべき書類	・ 氏名に関する上申書(参考書式14) →各書類の申請者氏名は、旅券表記に極力統一し、旅券と異なる氏名表記の書類がある場合は要作成。		
13 委任状	◎委任状(参考書式9)【代理人がいる場合】 手引 P17,19		

承認申請・予備審査申出に当たっての留意事項(必ず御確認ください。)

- 承認申請書、申述書の様式と記載例、誓約書、参考書式は法務省 HP(https://www.moj.go.jp/housei/gaiben/housei07_00028.html)から入手できます。
- 各書類の詳しい内容は、「外国法事務弁護士承認・指定申請等の手引」を参照してください。
- 予備審査申出時の提出書類は、全て写しで提出できます。また、★の書類は願出書(参考書式10)を提出することで共通資料の転用を認めています。
詳細については、法務省 HP(https://www.moj.go.jp/housei/gaiben/housei07_00048.html)を参照してください。
- 承認申請時の提出書類は、◎の書類は原本を提出、○の書類は原本を持参してください。◎と○以外の書類は写しで提出できます(ただし、原本の提出を求めることがあります。)。★の書類は上記3と同じです。
- 提出する添付書類(申述書と○の書類は除く)が外国語で作成されている場合は、必ず日本語の訳文を添付してください。この日本語の訳文には、翻訳者が、①翻訳者の氏名、②翻訳の年月日、及び誠実に翻訳したことを誓約する旨をそれぞれ記載してください。(手引15 ページ参照)
- 申請の内容によっては、追加書類の提出を求める場合があります。
- 申請書類は、上記表の項番の順で提出してください。予備審査申出時、申請書類をメールで提出する場合、1つの PDF ファイルに極力まとめて御提出ください。